

④その他連結財務諸表作成のための重要な事項

特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用化の方法

「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用し、原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産については、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(平成元年通商産業省令第30号)により原子力発電実績に応じて費用化している。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は、原子力発電施設解体費の総見積額を基準として計上している。

なお、上記「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に関する記載については、当社が連結財務諸表を作成する上で重要と認められるものを開示しており、それ以外は、最近の有価証券報告書(平成22年6月29日提出)における記載から重要な変更がないため開示を省略している。

(7) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用している。また、これらの会計基準等の適用に伴い、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(平成元年通商産業省令第30号)が改正されている。

これにより、営業利益は1,518百万円、当期経常利益は1,519百万円、税金等調整前当期純利益は38,625百万円それぞれ減少している。また、当会計基準等の適用による資産除去債務の計上額は427,284百万円(うち、原子力発電施設解体引当金からの振替額は326,670百万円)である。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用している。

(8) 追加情報

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用している。ただし、「その他の包括利益累計額」および「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」および「評価・換算差額等合計」の金額を表示している。

(9) 連結財務諸表に関する注記事項

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

注1. 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

親会社株主に係る包括利益	150,381百万円
少数株主に係る包括利益	777百万円
計	151,158百万円

注2. 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益

その他有価証券評価差額金	3,736百万円
繰延ヘッジ損益	4,520百万円
為替換算調整勘定	12,196百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	2,592百万円
計	23,045百万円